

川島桶川資源循環組合業務委託等指名業者選定基準

令和7年5月19日

管理者 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は、組合が発注する業務委託及び物品の賃貸借契約に係る指名競争入札に参加する業者（以下「指名業者」という。）を選定するため必要な基準を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 川島桶川資源循環組合工事等請負業者指名委員会規程（令和7年川島桶川資源循環組合訓令第8号）に基づく川島桶川資源循環組合工事等請負業者指名委員会は、この基準に定めるところにより指名業者の選定を行うものとする。

(指名業者として選定することができない者)

第3条 競争入札に参加することができる資格を有する者であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、指名業者として選定することができないものとする。

- (1) 川島桶川資源循環組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和7年川島桶川資源循環組合告示第12号）に基づく入札参加停止の期間中である者
- (2) 警察当局から、管理者に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに受注者として不適當であると認められる者
- (3) 主要取引先の銀行等からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (4) 労働関係等の問題について、労働基準局等からの通報が組合に対してあり、これに対する改善を行わない状態が継続し

ている者

(選定の方法)

第4条 指名業者の選定は、次に掲げる優先順位により行うものとする。

- (1) 川島町又は桶川市に本店を有している者
- (2) 川島町又は桶川市に支店又は営業所を有している者
- (3) 埼玉県内に本店又は支店若しくは営業所を有している者
- (4) 前3号に掲げるもの以外の者

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 業務の受託能力
- (2) 業務に対する技術的適性
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 経営状況
- (5) 安全管理及び労働福祉の状況
- (6) 組合、川島町及び桶川市の受注実績
- (7) その他管理者が必要と認める事項

(指名業者の数)

第5条 業務委託の指名競争入札に関し指名する業者の数は、原則として次のとおりとする。

設計金額	指名業者の数
500万円以下	4者
500万円超2,000万円以下	6者
2,000万円超5,000万円以下	7者
5,000万円超8,000万円以下	8者
8,000万円超	10者

(選定の方法の例外)

第 6 条 当該業務の技術的条件、自然、地理的条件、周辺環境条件、緊急性その他理由があると認められる場合は、第 4 条の規定にかかわらず、指名業者を選定することができる。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。